

盛岡広域振興局長告示第35号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成24年4月3日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

短期入所

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0310100276	知的障害者更生施設太田の園	障害者支援施設太田の園	盛岡市上太田穴口53番地	平成24年4月1日